

建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン

《改 定》

令和2年4月

柏 市

目 次

第1章 目 的

1. ガイドライン策定の背景と目的	1
2. 発注者の留意事項	1
3. 受注者の留意事項	2

第2章 設計変更

1. 設計変更の基本事項	3
2. 設計変更が不可能なケース	5
3. 設計変更が可能なケース	5
4. 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き	9
(1) 図面, 仕様書, 特記仕様書, 現場説明書及び質問回答書が一致しない場合の手続き (契約書第19条第1項第1号)	9
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第19条第1項第2号)	10
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第19条第1項第3号)	11
(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第19条第1項第4号)	12
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き (契約書第19条第1項第5号)	13
(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更手続き (契約書第20条)	14

(7) 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合の 変更手続き (契約書第19条第1項第1～5号)	15
(8) 工事中止の場合の手続き (契約書第21条)	17
(9) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第22条)	18
(10) 発注者からの請求による工期の短縮 (契約書第23条)	19
5. 設計変更手続きフロー (契約書第19条該当による設計変更)	20
6. 設計変更に関わる資料の作成	21
(1) 設計照査に必要な資料作成	21
(2) 設計変更に必要な資料作成	21
7. 条件明示について	22
8. 指定・任意の使い分け	26
9. 違算防止のための留意事項 ～積算チェックの心構え～	28

第3章 工事の一時中止

工事の一時中止	31
---------------	----

資 料

別紙一① 設計変更に伴う契約変更手続きフロー	33
別紙一② 建設工事請負契約書 (抜粋)	34

第1章 目的

1. ガイドライン策定の背景と目的

(1) 土木工事の特性

- ① 土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる社会基盤となる施設を関係機関との協議を経て、多種多様な現地の自然・環境条件（地形、地質、天候、騒音、振動、交通の確保等）のもとで完成させるという特殊性を有している。
- ② 当初積算時に予見できない事態、例えば、土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化に備える必要がある。

(2) 営繕工事の特性

- ① 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件（地形、地質、天候、騒音、振動、施設目的、土地利用等）の下において完成させるという特殊性を有している。
- ② 工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない事態、例えば図面に記載のない地下埋設物等、施工条件や環境の変化に備える必要がある。

(3) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、建設工事請負契約書等を踏まえ、設計変更及び工事の一時中止を行う際に、発注者・受注者双方の契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図ると共に設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、受発注者間の変更手続きが円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する指針として作成したものである。

2. 発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計図書に従い履行されるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

(1) 施工条件の明示

工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。

- ①土木工事 条件明示について（平成14年3月28日付け国官技第369号）
- ②営繕工事 施工条件明示について（平成14年5月30日付け国営計第24号）

(2) 変更時の対応

- ① 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会

いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない（契約書第19条第2項及び第3項）。

また、ワンデーレスポンスを考慮するほか、三者会議の活用を図るなどにより工事の品質確保と円滑な事業執行を行うこと。

- ② 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行うこと（契約書第1条第5項）。

なお、設計変更に係る事務決裁は、変更内容が極めて軽微なもの以外は、当初請負代金額5,000万円未満は工事担当課長、5,000万円以上は工事担当部長、議会案件工事は副市長の承認を得て、必要な指示を行う必要がある。

(3) 工事の中止

工事の一時中止の必要が生じた場合、受注者の負担軽減のため、速やかに一時中止の指示を行うこと（工事の一時中止期間は主任技術者及び監理技術者は専任の必要なし）。

(4) 工期及び請負代金額の変更

設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する（契約書第24条、第25条）。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

3. 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 設計図書の照査

工事の着手にあたり、設計図書の照査を行い、設計図書と現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに監督職員に通知する（土木工事共通仕様書共通編1-1-3、公共建築工事標準仕様書1.1.8、契約書第19条第1項）。

(2) 変更時の対応

数量・仕様書の設計図書の変更が必要な場合は、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

第2章 設計変更

1. 設計変更の基本事項

(1) 変更の定義

- ① 「設計変更」とは、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること。
- ② 「契約変更」とは、契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること。

(2) 基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日 建設省東地発第31号の2））。

- ① 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- ② 一式工事については、図面、仕様書において、設計条件または施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。
- ③ 議会案件工事に係る設計変更にあつては、柏市公共工事適正化会議設置要領（平成23年7月1日制定）「以下、公共工事適正化会議という。」に従い、設計変更の認否及び工事一時中止の可否等について審議し、その結果を市長に報告し、承認を得るものとする。
- ④ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約するものとする。

この場合、公共工事適正化会議に諮り、別途に契約することの適否を判断するものとなるが、当初請負代金額5,000万円未満の工事または緊急工事については、予算執行課長の判断により必要な手続きを行うものとする。

- ⑤ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、※1 軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする（《別紙-①》設計変更に伴う契約変更手続きフロー参照）。

※1 「軽微な設計変更に伴うもの」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ロ. 原則、新工種に係るもの
- ハ. 設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が請負代金額（当初）の20%を超えるもの

本書は、契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載する。建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書への位置づけについては、変更基準を明確化し、「設計変更」、「工事一時中止」の運用徹底を図るため、特記仕様書等へ明記すること。

【記載例】土木工事特記仕様書

〇〇条

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び柏市土木工事共通仕様書 第1編共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和2年4月」（柏市）によることとする。

【記載例】営繕工事 現場説明書

設計変更等については、契約書第19条から第25条によるものとし、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和2年4月」（柏市）によることとする。

2. 設計変更が不可能なケース

基本事項

下記のような場合においては、原則として、設計変更できない。ただし、建設工事請負契約書第27条「臨機の措置」については、別途考慮する。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- (2) 発注者と「協議」しているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- (3) 「承諾」で施工した場合
- (4) 建設工事請負契約書・土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第19条～第25条，共通仕様書1-1-13～1-1-15，標準仕様書1.1.8～1.1.10）
- (5) 工事打合せ簿等正式な書面によらない事項（口頭のみ^の指示協議等）の場合

承諾	受注者自らの都合により施工方法等について、 書面にて監督職員に「同意」を得るもの	⇒設計変更 <u>不可</u>
協議	発注者と書面により対等な立場で合意し、 発注者の「指示」によるもの	⇒ <u>設計変更 可能</u>

3. 設計変更が可能なケース

(1) 設計変更を行う場合の根拠

① 契約書第19条（条件変更等）に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 1) 図面，仕様書，特記仕様書，現場説明書及び質問回答書が一致しない場合（優先順位の指定がない場合）（第19条第1項第1号）
 - 2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第19条第1項第2号）
 - 3) 設計図書の表示が明確でない場合（第19条第1項第3号）
 - 4) 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第19条第1項第4号）
 - 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第19条第1項第5号）
- #### ② 契約書第20条（設計図書の変更）に該当

発注者が必要があると認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計変更する場合

③ 契約書第21条（工事の中止）に該当

工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）。

(2) 基本事項

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- ① 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）。
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ③ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ⑤ 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

(3) 留意事項

設計変更にあたっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第20条にもとづき書面で行う（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）。
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、^{※1} 軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする（^{※1} 3ページ参照）。
- ④ 指示書（^{※2} 工事打合せ簿）への概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。（^{※2} 7ページ参照）
 - 1) 記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。
 - 2) 概算金額については、契約金額ベースで記載する。ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。
 - 3) 概算額は、十万円単位を基本（十万円未満の場合は一万円単位）とする。

※2 工事打合せ簿の記載方法について、下記を参考にすること。

【契約書第19条第4項における協議に対する変更指示と行うケース】

【凡例 黒字：記載内容／赤字：留意事項】

様式 - 1

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()				
工事件名	〇〇〇〇改良工事				
請負者	△△△△株式会社				
(内容) 【例】 <input type="checkbox"/> 工の施工について 建設工事請負契約書第19条4項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。 【別紙に協議理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法、図面等必要となる資料を添付する。】 <div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 【概算金額は、発注者が記入】 【記載例①】 契約金額ベースで概算金額を記載する。 概算金額 約〇十万円増(減)額の見込みである。(参考値) (本金額は、契約金額ベースの金額である。) 【記載例②】 概算金額の算出において、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は、積算可能な範囲で金額を記載し、何を対象として積算しているかまたは何の単価を後日回答するかを記載する。 概算金額 約〇十万円増(減)額の見込みである。 (本金額は、契約金額ベースの金額である。) ※ただし、〇〇工のA材料費を除く金額であり、A材料費については、後日回答する。 </div> 添付図 葉、その他添付図書 ()					
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他			【記入例】 別紙のとおり、施工すること。 なお、当設計変更は、契約変更の対象とする。 ※協議回答において、変更対象と変更対象にしないものが混在している場合は、別途回答するものとする。 年月日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他			
年月日:					

課長	副参事	統括 リーダー	担当 リーダー	担当

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

【契約書第20条における変更指示と行うケース】

【凡例 黒字：記載内容／赤字：留意事項】

様式 - 1

工事打合せ簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事件名	〇〇〇〇改良工事		
請負者	△△△△株式会社		
(内容) 【例】 <input type="checkbox"/> 工の施工について 1. 建設工事請負契約書第20条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。 【別紙に仕様書・図面等、施工に必要となる資料を添付する。】 2. 下記に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。 【記載例①】 契約金額ベースで概算金額を記載する。 <u>概算金額約〇十万円増(減)額の見込みである。</u> (本金額は、契約金額ベースの金額である。) 【記載例②】 概算金額の算出において、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は、積算可能な範囲で金額を記載し、何を対象として積算しているかまたは何の単価を後日回答するかを記載する。 <u>概算金額 約〇〇万円増(減)額の見込みである。</u> (本金額は、契約金額ベースの金額である。) ※ただし、〇〇工のA材料費を除く金額であり、A材料費については、後日回答する。 添付図 葉、その他添付図書 ()			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日	

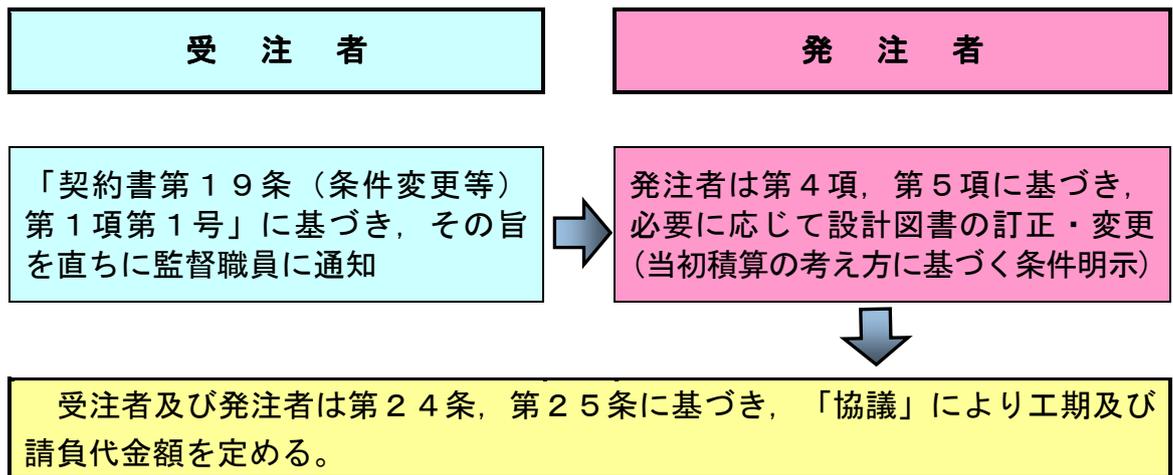
課長	副参事	統括リーダー	担当リーダー	担当

現場代理人	主任(監理)技術者

4. 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

(1) 図面，仕様書，特記仕様書，現場説明書及び質問回答書が一致しない場合の手続き（契約書第19条第1項第1号）

図面，共通仕様書，特記仕様書等の設計図書に優先順位について規定がない場合において，図面と仕様書が一致しないときには，受注者としては，どちらに従って施工すべきかわからないことになる。この場合，発注者に確認して，設計図書を訂正してもらふべきである。



【例】

〔土木工事〕

- ① 図面と仕様書の材料寸法，数量等の記載が一致しない場合
- ② 平面図と断面図の寸法，材料名等の記載が一致しない場合

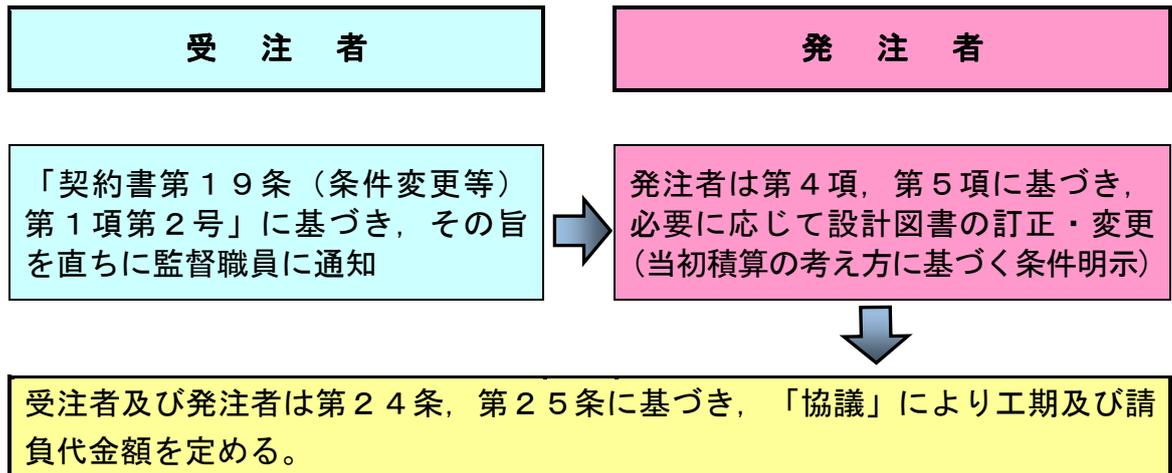
〔営繕工事〕

- ① 天井伏図，平面図等の寸法が一致しない場合
- ② 特記仕様書と図面の選定材料が一致しない場合

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第19条第1項第2号)

受注者の信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認し脱漏部分を訂正してもらうべきである。



【例】

〔土木工事〕

- ① 条件明示をする必要があるにも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- ② 条件明示をする必要があるにも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ③ 条件明示をする必要があるにも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない場合

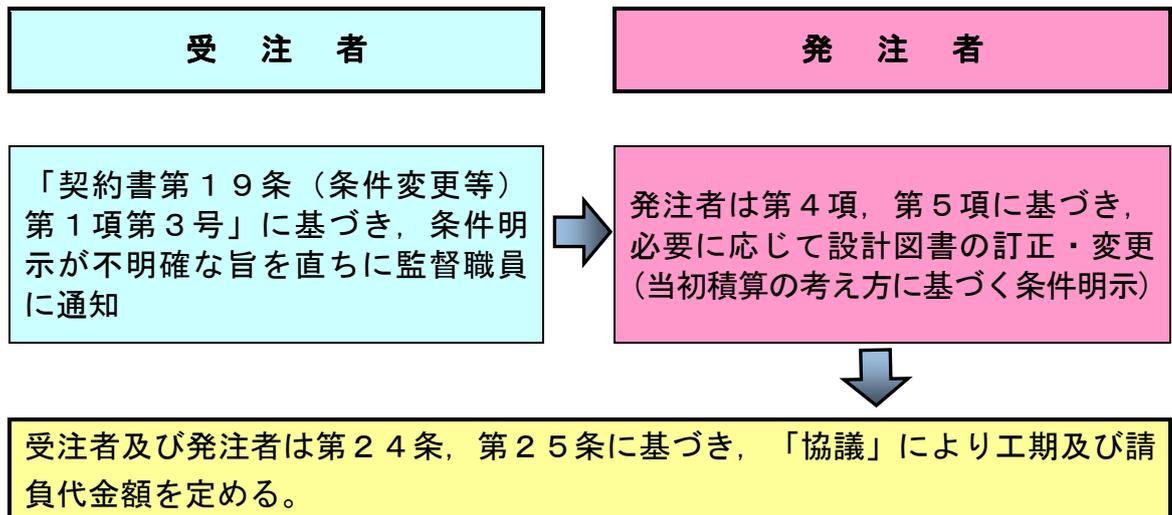
〔営繕工事〕

- ① 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- ② 建築、電気設備及び機械設備の各設計図書について、工事区分の整合が取れていない場合
- ③ 使用する材料の仕様が明示されていない場合
- ④ 改修工事において、改修範囲が明示されていない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第19条第1項第3号)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



【例】

【土木工事】

- ① 土質柱状図は明示されているが、調査時期や地下水位が不明確な場合
- ② 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

【営繕工事】

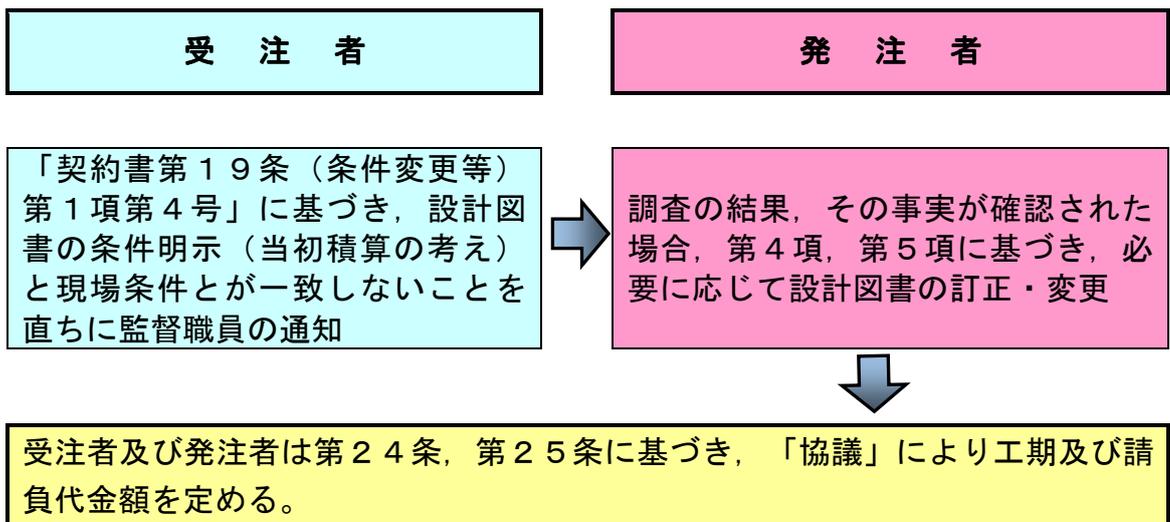
- ① 図面の記載内容が読み取れない場合
- ② 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合
- ③ 施工条件が明確に示されていない場合
- ④ 平面詳細図や部分詳細図が示されていない場合
- ⑤ 改修工事において、改修工事範囲が明確に図示されていない場合

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第19条第1項第4号)

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。



【例】

【土木工事】

- ① 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない場合
- ② 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない場合
- ③ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。
- ④ 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。
- ⑤ その他、新たな制約等が発生した場合

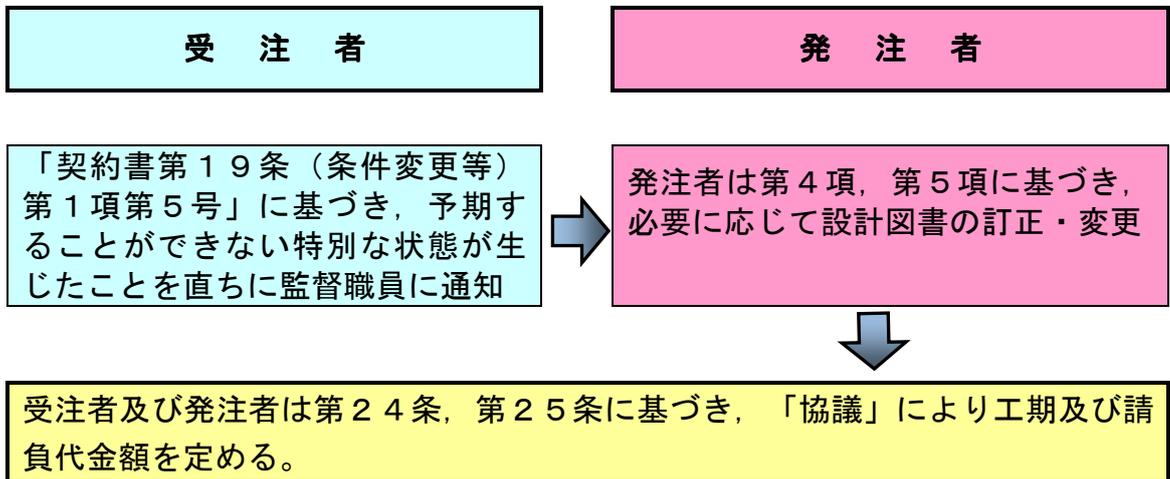
【営繕工事】

- ① 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事案が判明した場合
- ② 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事案が判明した場合
- ③ 設計図書に明示された劣化の範囲、程度と工事現場における劣化の範囲、程度が一致しない場合

(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き

(契約書第19条第1項第5号)

予期することができない特別な事情とは、例えば、存在しないとされていた地下埋設物が発見され、調査や撤去が必要となることである。



【例】

〔土木工事・営繕工事〕

- ① 予見できなかった地中障害物が発見され、調査、撤去が必要となった場合
- ② 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ③ 施工中に危険物（劇毒物や不発弾等）を発見し、調査・撤去が必要となった場合
- ④ 予期し得なかった騒音規制、交通規制による影響を受けた場合
- ⑤ 住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害があった場合

(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更手続き

(契約書第20条)

発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に勘案した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

発注者

契約書第20条に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。



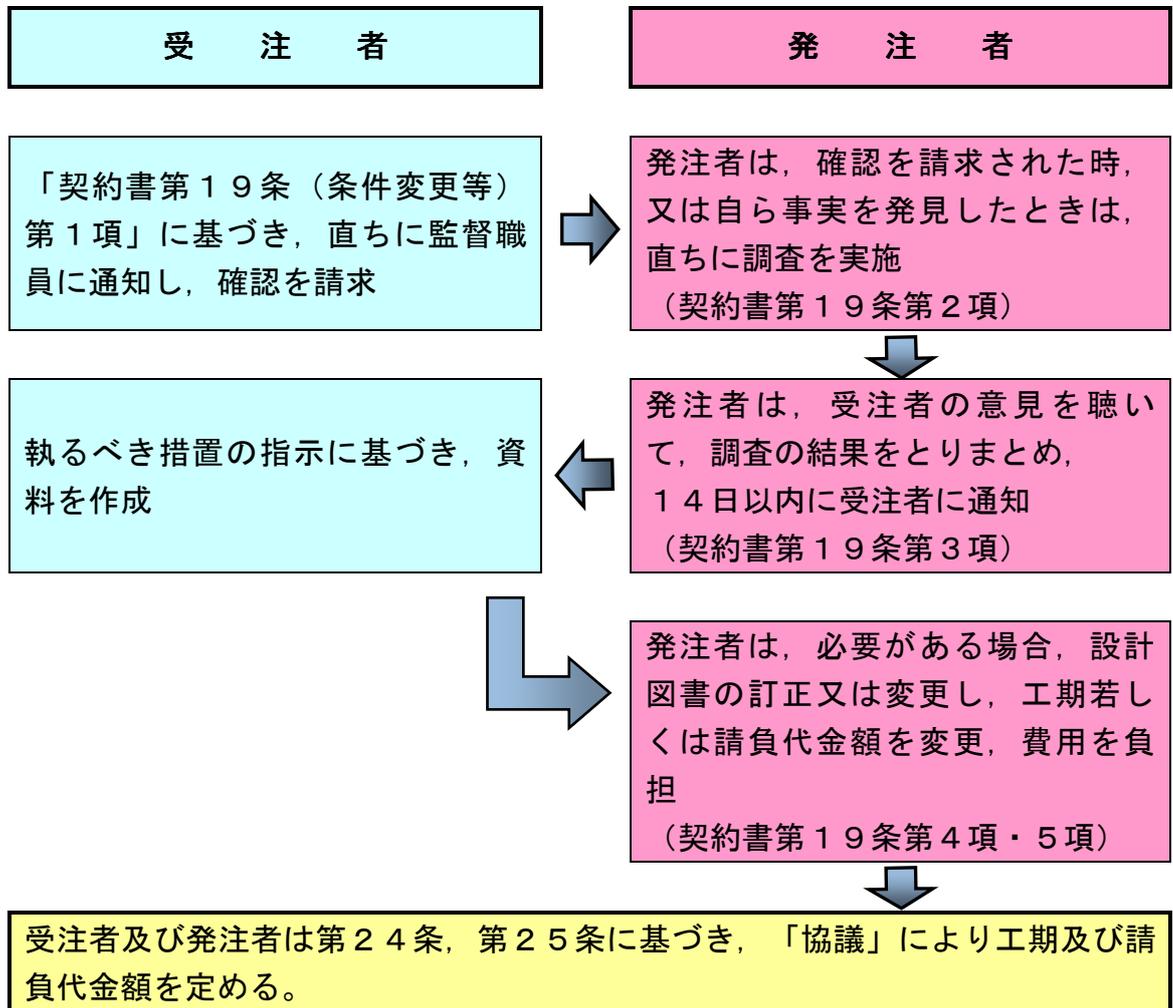
受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

【例】

〔土木工事・営繕工事〕

- ① 発注者の都合による変更または中止の指示があった場合

(7) 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合の変更手続き
 (契約書第19条第1項第1号～5号及び土木工事共通仕様書共通編1-1-3)



【例】

〔土木工事〕

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ③ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ④ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑥ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑦ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑧ 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図面が示され

ておりその修正を行う場合とする。ただし、設計図書で縦横断図面が示されておらず土木工事共通仕様書第3編 2-6-15. 路面切削工, 2-6-17. 切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる)。

※ 適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなる。

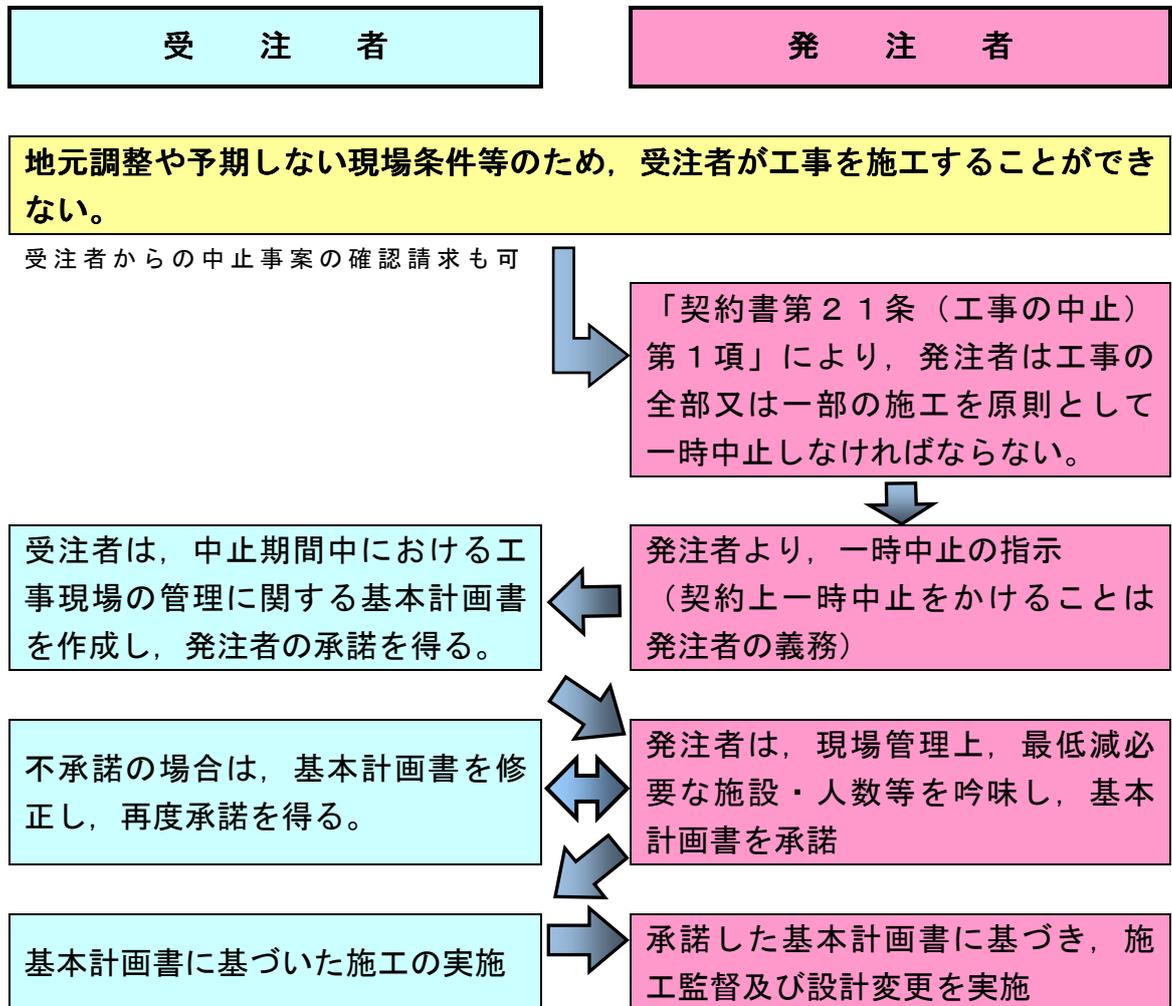
【営繕工事】

- ① 現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成等を受注者が行った場合

(8) 工事中止の場合の手続き

(契約書第21条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き



【例】

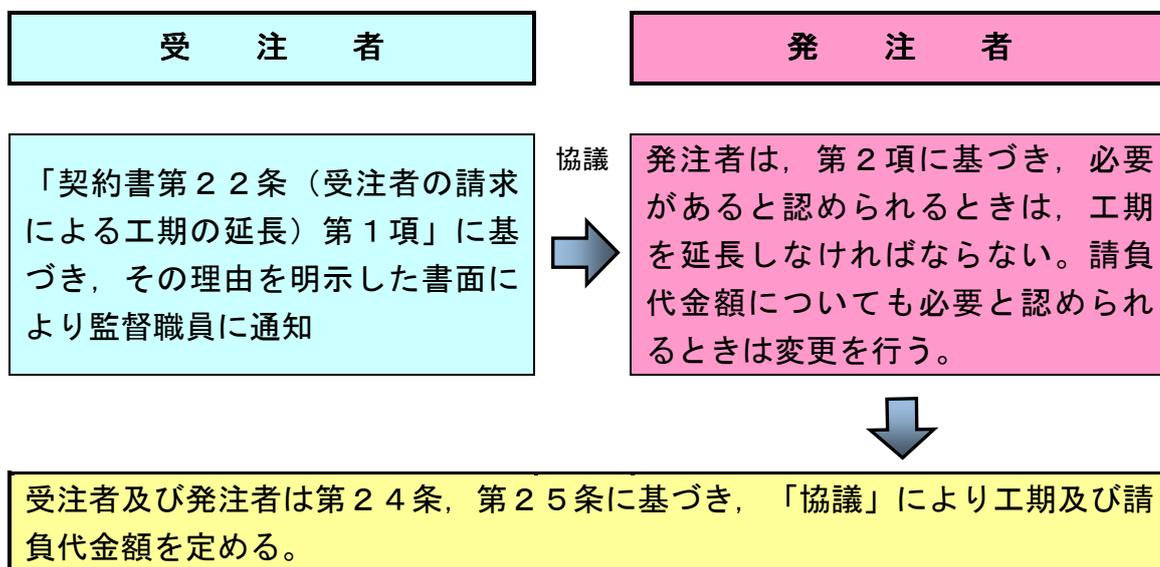
〔土木工事・営繕工事〕

- ① 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- ② 警察、河川・鉄道管理者及び施設管理者等の管理者協議が未了の場合
- ③ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ④ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ⑤ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(9) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第22条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



【例】

〔土木工事・営繕工事〕

- ① 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ② 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ③ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

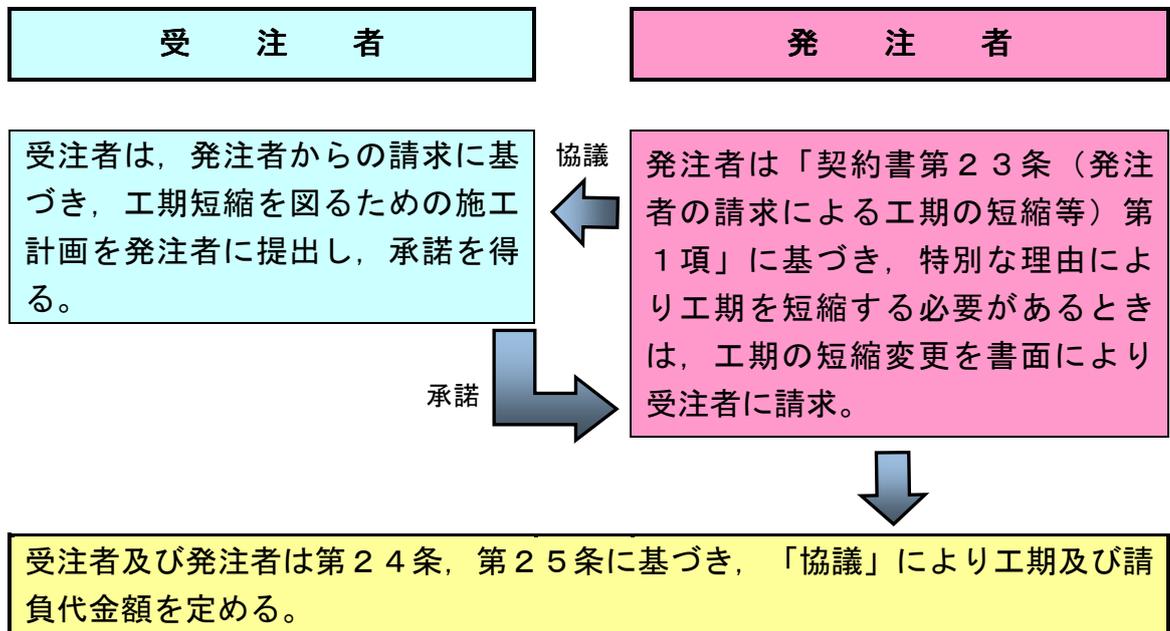
※ 上記理由に該当しないときは、原則として工期の延長はできない。

また、工期内に工事を完成することができなかつた場合には、契約書第55条（発注者の損害賠償請求等）を適用する場合があるため、工程の管理には特に留意すること。

(10) 発注者からの請求による工期の短縮

(契約書第23条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



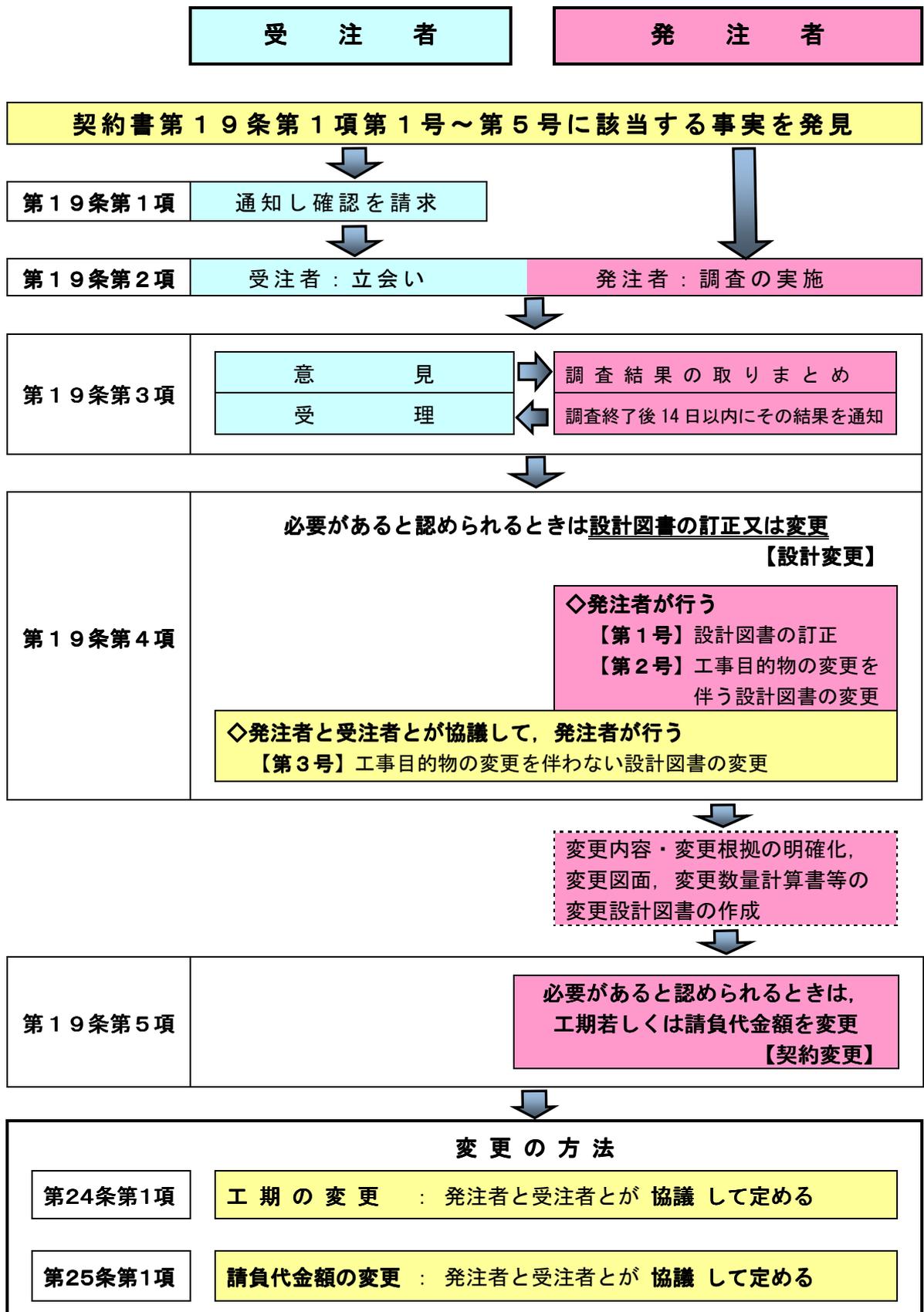
【例】

〔土木工事・営繕工事〕

- ① 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期の短縮が必要な場合
- ② 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ③ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

5. 設計変更手続きフロー（契約書第19条該当による設計変更）

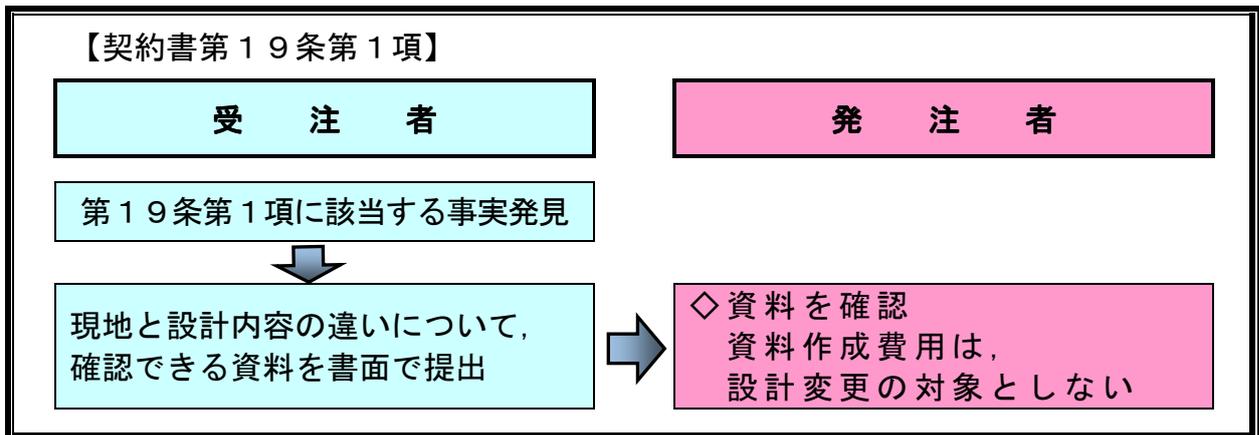
下記のやりとりは書面で行うこと。（工事打合せ簿等）



6. 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

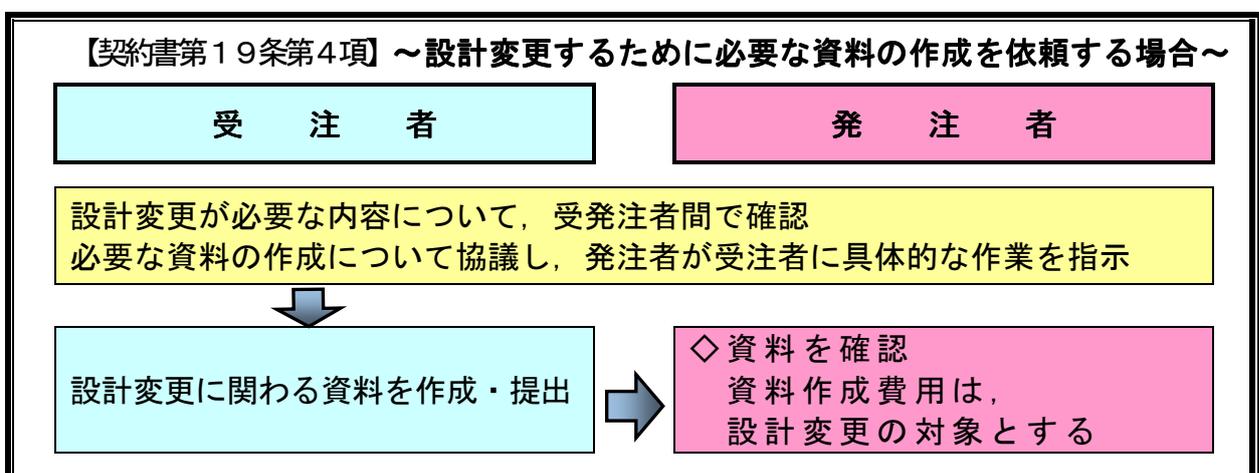
受注者は、当初設計等に対して「建設工事請負契約書」第19条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



(2) 設計変更に必要な資料作成

「建設工事請負契約書」第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「建設工事請負契約書」第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。



7. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

〔土木工事〕「条件明示について」（平成 14 年 3 月 28 日付け国官技第 369 号）

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不稼働日数。
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事前仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時間、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、柵製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。

明示項目	明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長、及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

〔営繕工事〕「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容。 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予想される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事における施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工食用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工食用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件。
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。

明示項目	明示事項
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法, 排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は, その工法, 処理の方法, 放流先, 予定される排水量, 水質基準及び放流費用 2. 水替・流出防止施設が必要な場合は, その内容, 期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は, 設計条件, 工法区分, 材料種類, 施工範囲, 削孔数量, 削孔延長及び注入量, 注入圧等。 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は, その内容。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は, その品名, 数量, 現場内での再使用の有無, 引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は, その品名, 数量, 品質, 規格又は性能, 引渡場所, 引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容等 4. 架設工法を指定する場合は, その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は, その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は, その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は, その箇所及び使用時期

8. 指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

指定・任意については、建設工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

(2) 留意事項

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ① 仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ② 発注者（監督職員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。
- ③ 任意における下記のような対応は不適切
 - 1) ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
 - 2) 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
 - 3) 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。
 - 4) ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

(3) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

① 自主施工の原則

建設工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手順、仮設物等は受注者の裁量の範囲

※ 建設工事請負契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

② 指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	仮設・施工方法等について具体的に指定する	仮設・施工方法等について具体的に指定しない。
仮設・施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾を必要とする	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<p><指定仮設とすべき事項></p> <ul style="list-style-type: none">・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合・仮設構造物を一般交通に供する場合・関係官公署との協議により制約条件のある場合・特許工法又は特殊工法を採用する場合・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

9. 違算防止のための留意事項 ～積算チェックの心構え～

組織としてのチェック機能の欠如が違算を産む原因となっているため、チェック体制を整え、継続的に違算防止に取り組む必要がある。

(1) 積算システムは、入力ミスをしていてもデータは出てくる

(入力後に必ず確認が必要)

- ① 単価や数量の入力ミスがあってもデータは出てくる。
- ② 決裁前にもう一度入力チェックを。

(2) 入力単位は積算基準のとおり

(間違いやすい事例を紹介)

- ① 単位の取り違いによるもの

〔土木積算〕

- 1) 舗装の厚さは、mm単位。 cm単位ではない。
- 2) 基礎砕石工、基礎栗石工の厚さは、cm単位。 m単位ではない。
- 3) 基礎栗石工の施工単位は、m²単位。 栗石のボリュームm³と間違わないように。
- 4) 均しコンクリートの施工単位は、m²単位。 コンクリートのボリュームm³と間違わないように。
- 5) 舗装版破碎工の施工単位は、m²単位。 破碎のボリュームm³と間違わないように。
- 6) コンクリート基礎の施工単位は、m単位。 コンクリートのボリュームm³と間違わないように。
- 7) 区画線設置は、m当たり単価。
区画線消去は、消去面積を幅15cm換算したm当たり単価。
- 8) 仮設材賃料は鋼矢板・H鋼は、日(t)当たり賃料、
覆工板は、月(m²)当たり賃料。

〔営繕積算〕

- 1) 土工事は、m³単位。 施工面積m²単位ではない。ただし、床付は、施工面積m²単位。
 - 2) 砂利地形(砕石)は、m³単位。 施工面積m²単位ではない。
 - 3) 鉄筋は、t単位。 kg単位ではない。
 - 4) コンクリートは、m³単位。 施工面積m²単位ではない。
 - 5) 左官工事の排水溝モルタルや笠木モルタルは、m単位。 m²単位ではない。
 - 6) 塗装工事の細物塗装は、m単位。 m²単位ではない。
 - 7) 内外装工事の床畳敷きは、枚単位。 m²単位ではない。
- ② 基準書の適用の取り違いによるもの

〔土木積算〕

- 1) コンクリート工における構造物の分類によって単価が変わる。
⇒無筋構造物（比較的単純な鉄筋を有する構造物等）と小型構造物（標識基礎等）等の使い分けが必要。
- 2) コンクリート工における日打数量や構造物の高さによってコンクリートの打設方法が変わる。
⇒小型構造物の場合、打設高が2 m以下であれば人力打設。2 m超はクレーン打設、ポンプ車打設。
- 3) 夜間施工は割増率が必要。
- 4) 土量の配分計画を立てる場合は、土量変化率を用いて計算すること。
- 5) 土木機械設備工事の場合、工場管理費の対象額を間違わないように。
⇒材料費、機器単体費は工事管理費の対象とならない。
- 6) 市場単価は製品単価から施工単価まで含んだ価格になっている。
⇒これに施工手間をみたら二重計上。

〔営繕積算〕

- 1) 新営単価と執務並行単価の単価採用に注意。
⇒新築工事の場合は、新営単価を採用する。
⇒施設を運営しながらの改修工事の場合は、執務並行工事単価する。
⇒改修工事であっても、休館により工事を行う場合は、新営単価の改修工事単価を採用する。
 - 2) 複合単価の作成時の「その他率」の設定に注意。
⇒「下限値～中間値～上限値」の設定が適正かに注意。
 - 3) 市場単価を採用する場合、材工単価であるかに注意。
⇒材料単価のみを計上していないか注意。
⇒施工手間の二重計上に注意。
 - 4) 市場単価を採用する場合、「公表価格」の査定に注意。
⇒実勢率の考慮が適正か注意。
- ③ その他間違えやすいもの
- 1) 単純な入力ミスがないように。
⇒そのままお金が計算されてしまう。
 - 2) 積算過程で入力したダミー単価を正式な単価へ修正入力し忘れないように。
 - 3) 材料単価の設定根拠を確認しているか。
 - 4) 現場代理人と十分連絡を取り、出来高と設計数量が異ならないように。
 - 5) 現場工事を伴わない二次製品だけの工事発注はしていけない。

- (3) 組織の各段階でのチェックを
- ① 特に経験の少ない職員については、課内や担当内でフォローアップ実施
⇒積算担当者同士で質問・確認を
 - ② 自分自身で積算チェックは行っていたが、思い込みからミスを見抜けないこともある。
⇒複数の目（積算担当者、担当リーダー、統括リーダー及び課長等）でチェックする組織体制が必要。
 - ③ 積算担当者同士と情報・意見交換して、いろいろな角度でしてみる。
- (4) 常識的な単価かどうか、マクロ的にチェックする癖を
⇒原単価表などを参考にチェックする。
- (5) 同じ内容の設計書を作るときは、最初の設計書は、特に注意を
⇒最初が間違えると、続く多くの設計書も間違える可能性が高い。
⇒同じ内容の工事設計書でも、違う角度からチェックして利用する。
- (6) 単位当たりの金額が小さくても、数量の大きいものは特に注意を
⇒塵も積もれば山となる。

第3章 工事の一時中止

工事の一時中止についての取扱いについては、国土交通省関東地方整備局策定の「工事一時中止に係るガイドライン（案）（平成28年5月）」を参考に事務処理を執り行うものとする。

（参照先）

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000697185.pdf

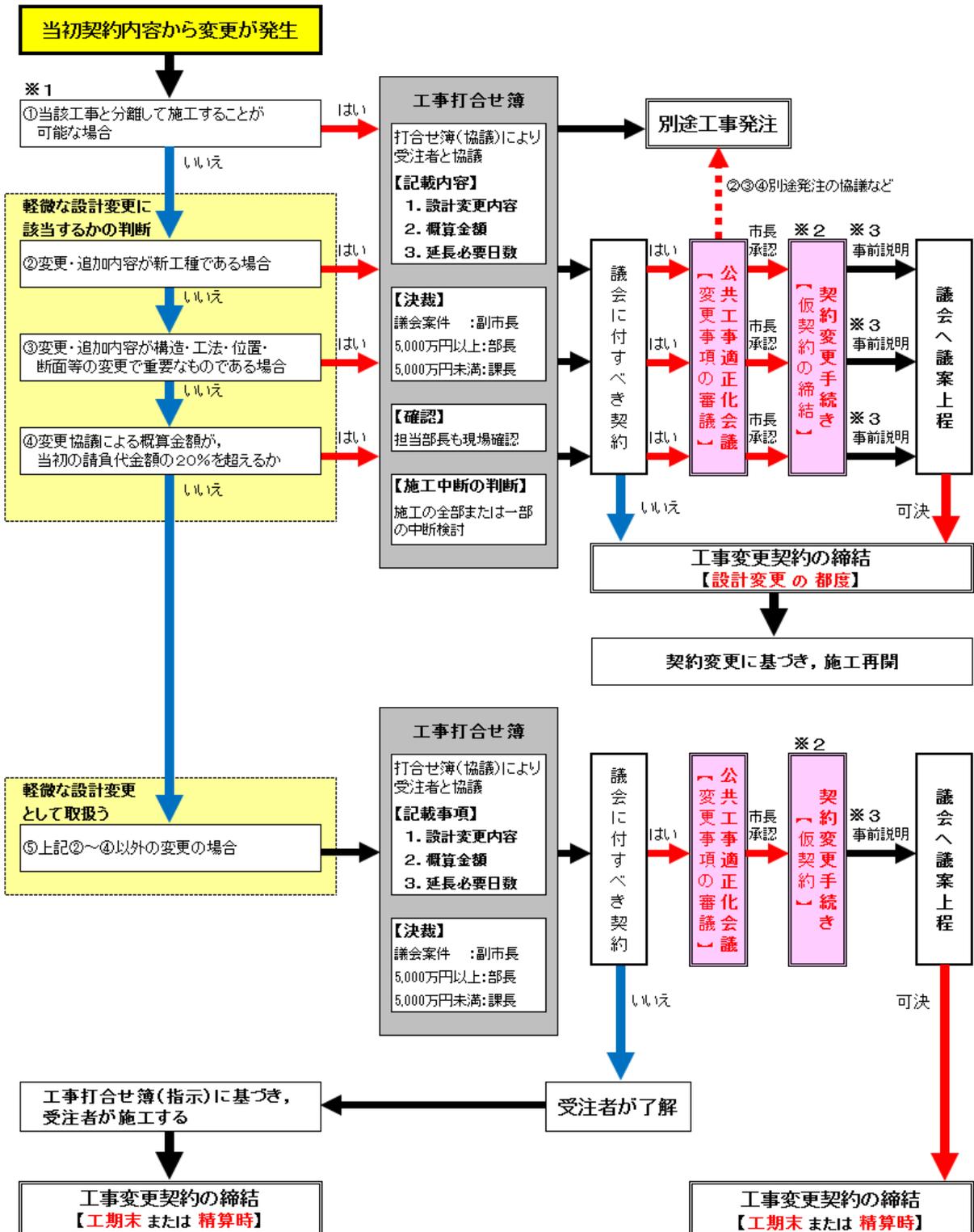
資 料

別紙一①

設計変更に伴う契約変更手続きフロー

別紙一②

建設工事請負契約書 （抜粋）



※1 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、分離して施工することが著しく困難な場合を除き原則別途契約とする。(柏市公共工事適正化会議の付議)

※2 工事変更契約同の起票時に設計変更に係る工事打合せ簿の写しを添付する。

※3 議会上程前に工事変更内容、変更概算金額等適宜必要に応じて事前説明を行う。

建設工事請負契約書 (抜粋)

《別紙-②》

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（契約書及びこの約款をいう。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする建設工事請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(監督員)

- 第10条** 発注者は、監督員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、現場代理人及び主任技術者等（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）を選定し、その氏名その他必要な事項を発注者に届け出なければならない。専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ）を選定したときも同様とする。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行なわなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後1

4日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更理由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、その執った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日（仮契約にあつては、仮契約締結の日）における法定利率で計算した額（その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額、その額が100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）とする。

建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン

平成23年	7月	制定
平成26年	11月	改定
平成28年	4月	改定
平成29年	4月	改定
平成30年	10月	改定
令和2年	4月	改定

柏市 総務部 技術管理課